

平成14年度
工事監査報告書

東京都監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、
平成14年度工事監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成15年6月16日

東京都監査委員	野田和男
同	桜井良之助
同	横山樹
同	藤原房子

計数については、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計等と一致しない場合がある。

目 次

第 1	監査の概要	
1	監査の実施方針	1
2	実地監査期間及び場所	1
3	監査の対象	1
4	監査の観点	1
第 2	局別及び指摘事項別の指摘件数等	3
第 3	監査の結果	
1	指摘事項	4
	(設 計) (1) モルタル着色材の積算を慎重に行うべきもの	4
	(設 計) (2) 天井改修工事の積算を慎重に行うべきもの	5
	(設 計) (3) 差筋アンカー工事の積算を慎重に行うべきもの	5
	(設 計) (4) 消防設備保守点検委託の積算を慎重に行うべきもの	6
	(設 計) (5) 地盤改良工事に使用するセメントの積算を慎重に行うべきもの	6
	(設 計) (6) 鉄骨工事の積算を慎重に行うべきもの	7
	(設 計) (7) ダクト工事の積算を慎重に行うべきもの	7
	(設 計) (8) 舗装工事の積算を慎重に行うべきもの	7
	(施 工) (9) 厨房排気ダクトの施工管理を適正に行うべきもの	8

(施 工)(1 0) 防振装置の仕様変更に伴う協議を適正に行うべきもの	8
(施 工)(1 1) 鋼管杭工事の施工管理を適切に行うべきもの	9
(施 工)(1 2) 給水配管工事の契約変更を適切に行うべきもの	9
2 意見・要望事項	1 0
(設 計)(1) 仮設鋼材の有効活用について	1 0
(設 計)(2) 公園設備工事の単価契約について	1 0
(設 計)(3) コントロールセンタ盤の形式選定について	1 1
(設 計)(4) 製品費が多くを占める工事の現場管理費等について	1 1
(設 計)(5) 特命随意契約の諸経費について	1 2
別 表 平成14年度工事監査対象一覧	1 3

第1 監査の概要

1 監査の実施方針

監査基本計画に基づき、都が行う工事について、施工中の工事を重視し、計画、設計、積算、施工等の各段階において、不経済な支出や施工不良に関する改善点がないかなど、技術面から当該工事が適正に行われているかを主眼とするとともに、有効性及び効率性の観点にも留意して実施しました。

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項に基づき、毎年度実施しています。

2 実地監査期間及び場所

実地監査は、前期と後期に区分して行い、それぞれの期間及び場所は次のとおりです。

〔前期〕期間 平成14年5月7日から同年7月3日まで

場所 財務局、住宅局、建設局、港湾局、水道局、下水道局、島しょ関係部所（大島支庁）の本庁、事業所及び現場

〔後期〕期間 平成14年9月4日から平成15年2月6日まで

場所 総務局、大学管理本部、財務局、環境局、福祉局、健康局、病院経営本部、産業労働局、中央卸売市場、住宅局、建設局、港湾局、交通局、水道局、下水道局、教育庁、東京消防庁、警視庁の本庁、事業所及び現場

3 監査の対象

平成14年度工事監査は、総務局ほか17局及び島しょ関係部所（大島支庁）の平成14年度工事及び平成13年度工事監査において対象とならなかった工事等13,741件（1兆846億余円）を対象に、1,767件（3,595億7,044万余円）の工事等を抽出し、監査を実施しました。

なお、工事監査の対象局及び対象工事の件数等は、別表のとおりです。

4 監査の観点

監査の主な観点は以下のとおりです。

（1）計画について

ア 事前の調査、研究は十分に行われているか。

イ 他の事業、工事との調整は十分に行われているか。

ウ 施設の目的に照らして、工事の内容、規模、工法、施工時期等は適切か。

エ 将来の施設計画に配慮した内容となっているか。

（2）設計、積算について

ア 設計、積算は適法かつ合理的、経済的・効率的に行われているか。

- イ 工事に係る調査、設計等の委託は適切か。
- ウ 設計図書（図面、仕様書、構造計算書等）の整合性は図られているか。
- エ 新技術・新工法の採用は適切に行われているか。
- オ 使用機器・材料の選定は合理的に行われているか。
- カ 資源の有効かつ効率的な活用が図られているか。
- キ 環境への配慮が適切に行われているか。
- ク 設計、積算は維持管理に配慮したものとなっているか。

（３）施工について

- ア 施工は設計に従って適正に行われているか、また、設計が現場の実態に適合しない場合の措置は適時、適切に行われているか。
- イ 工程、品質、安全等、監督は適正に行われているか。
- ウ 材料、出来高、しゅん工等の検査は適正に行われているか。

（４）維持管理について

- ア 施設、設備機器の維持管理は適切に行われているか。
- イ 長期的な視点に立って管理方法等の検討・改善に努めているか。

（５）工事事務について

- ア 工事実施前の措置（許認可事務等）は適正に行われているか。
- イ 契約は適時、適正に行われているか、また、設計変更等の契約変更手続は適時、適正に行われているか。

第2 局別及び指摘事項別の指摘件数等

局別及び指摘事項別の指摘件数等は、次の表のとおりです。

(表) 指摘等局別一覧

区分 局名	指摘事項			意見・要望事項			計
	設計	施工	その他	設計	施工	その他	
総務局	1						1
大学管理本部							
財務局							
環境局							
福祉局		1					1
健康局							
病院経営本部	1						1
産業労働局	2						2
中央卸売市場		1					1
住宅局							
建設局		2		2			4
港湾局							
交通局							
水道局	1			2			3
下水道局	1			1			2
教育庁							
東京消防庁	1						1
警視庁	1						1
島しょ関係部所	(1)						(1)
合計	8	4		5			17

(注) 総務局に対する指摘は、島しょの総務局所管に関する事項である。

第3 監査の結果

平成14年度工事監査における指摘事項は、設計、施工併せて12件、また意見・要望事項は5件です。

このうち、設計に関する指摘事項は8件で、積算において単価の設定や基準の適用を誤ったものなどです。施工に関する指摘事項は4件で、契約変更に向けた協議を怠ったものや施工管理が一部適正に行われていないものなどです。

また、意見・要望事項は、設計に関するものが5件で、コスト縮減の観点から設計手引きの早期改訂や諸経費算定方法の改善に関する検討を求めたものなどです。

それら指摘事項及び意見・要望事項の内容は以下のとおりです。

1 指摘事項

(設計)

(1) モルタル着色材の積算を慎重に行うべきもの

鍛冶山災害関連緊急治山工事(神津島村那智地内、工期:平成13.3.1~平成14.2.27、請負金額:6億8,929万7,000円)は、平成12年7月の地震(震度6弱)により崩壊した、神津島山腹斜面の一部に法^{のりわく}枠工等を施工するものである。

本工事の法^{のりわく}枠は、周辺の自然環境と調和を図るため、着色材(茶系)を混合したモルタルを使用している。

このうち、モルタル着色材の積算について見ると、定期刊行物(建設物価)により単価を設定しているが、誤って一般的に左官工事で使用する、より高価な着色材の単価を用いたため、積算額約387万円が過大なものとなっている。

モルタル着色材の積算を慎重に行われたい。

(総務局)

(注)法^{のりわく}枠工

斜面の崩壊を防止する工法。本工事では、山腹斜面に金網や鉄筋を設置し、格子状にモルタルを吹付け、枠をつくり、枠内は、種子、肥料等の混合材を吹付け緑化している。

(設計)

(2) 天井改修工事の積算を慎重に行うべきもの

駒込病院手術室改修工事(文京区本駒込三丁目18番22号、工期:平成13.4.2~同年5.31、請負金額:1,963万5,000円)は、手術室等の空調設備更新に伴う天井(約550m²)及び床(約430m²)等の改修を行うものである。

このうち、天井改修は、既設天井の軽量鉄骨下地及び仕上げ材を撤去し、空調機器設置後、新たに軽量鉄骨を組み、下地石膏ボード及びロックウール化粧吸音板を張るものである。

これらの積算について見ると、撤去は軽量鉄骨下地撤去費に加え、仕上げ撤去費を算定し、

新設はロックウール化粧吸音板張り費に加え、下地石膏ボード張り費を算定している。

しかしながら、局基準によれば、軽量鉄骨下地撤去費の単価は仕上げ撤去費が、ロックウール化粧吸音板張り費の単価は下地石膏ボード張り費が、それぞれ含まれている複合単価である。

このため、積算額約94万円が過大なものとなっている。

天井改修工事の積算を慎重に行われたい。

(病院経営本部)

(設 計)

(3) 差筋アンカー工事の積算を慎重に行うべきもの

平成13年度南郷用水堰地区河川応急工事その3(あきる野市牛沼地先、工期：平成13.11.26～平成14.3.15、請負金額：3,497万円)は、一級河川秋川に設置されている南郷用水堰(延長約120m、堰高約1.9m)の一部(延長約47m)を整備補強するものである。

工事の内容は、上流部水叩きを改築するとともに、越流堰及び下流部水叩きについては差筋アンカーを打ち、コンクリートを打設するものである。

このうち、差筋アンカー工事について見ると、本工事で使用する差筋アンカーに必要な削孔深さは45mmである。積算は、局基準におけるコンクリート削孔工事歩掛りに、同削孔深さに対応するものがないため、深さ100～200mmの歩掛りを用いて算定している。

しかしながら、このように基準の適用範囲外の場合には、歩掛りの補正や物価資料のほか、その他の調査資料、見積り等により、過大とならないように工事費を積算する必要がある。

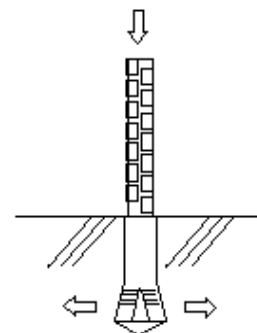
仮に、定期刊行物(建築の施工単価)による差筋アンカーの単価(材工共)をもとに算定すれば、積算額が約64万円低減される。

差筋アンカー工事の積算を慎重に行われたい。

(産業労働局)

(注) 1 差筋アンカー

既設コンクリートを削孔し、右の図のように打ち込むことにより、先端が開き定着する鉄筋付きアンカー。コンクリートを新たに打ち継ぐ場合などに使用する。



2 歩掛り

各種工事をするために必要な単位工事量当りの作業員や機械等の数量

(設 計)

(4) 消防設備保守点検委託の積算を慎重に行うべきもの

消防設備の保守点検委託(八王子市台町一丁目11番1号、工期:平成14.4.1~平成15.3.31、委託金額:177万4,500円)は、都立八王子技術専門校に設置されている屋内消火栓(15箇所)、移動式粉末消火装置(3台)等の消防設備の機能維持及び管理を行うものである。

このうち、保守点検委託の積算について見ると、屋内消火栓や移動式粉末消火装置等の点検費の単価は、全て見積りをもとに設定されている。

しかしながら、平成11年度からの保守点検委託費は、局が新たに制定した維持保全業務積算標準単価表(定期点検保守)に基づき積算することとなっており、見積りで単価設定したことは適切ではなく、このため、積算額約32万円が過大なものとなっている。

消防設備保守点検委託の積算を慎重に行われたい。

(産業労働局)

(設 計)

(5) 地盤改良工事に使用するセメントの積算を慎重に行うべきもの

港区三田三丁目3番から1番地先間配水本管(600mm)新設工事(港区三田三丁目3番から1番地先、工期:平成14.7.30~平成15.2.26、請負金額:1億3,212万1,500円)は、三田、高輪地区に配水する水道管布設替の一環として、配水本管(約63m)を推進工法等で施工するものである。

このうち、地盤改良工事(噴射攪拌杭^{かくはん})の積算について見ると、地盤を強化するためのセメントは、袋物(25kg入り)を使用することとして単価設定している。

しかしながら、セメントは、袋物の単価がバラ物に比べて約2倍と高価なことなどから、少量の場合には袋物、多量の場合にはバラ物を使用するのが一般的である。本工事の噴射攪拌杭^{かくはん}等のように多量のセメント(約230t)を使う場合は、バラ物を使用する必要がある。袋物に替えてバラ物としてその差額を積算すると、約184万円が過大となっている。

地盤改良工事に使用するセメントの積算を慎重に行われたい。

(水道局)

(注) 噴射攪拌杭^{かくはん}

ロッド(二重管)先端から地中に圧縮空気と同時にセメント系硬化材を噴射させ、地盤内に円柱状の固結体を造成し、立坑周辺等の地盤を強化する工法

(設 計)

(6) 鉄骨工事の積算を慎重に行うべきもの

堀切ポンプ所設備再構築に伴う建設工事(葛飾区堀切一丁目6番9号地内、工期:平成13.12.28~平成14.12.4、請負金額:1億5,540万円)は、ポンプ棟の改修(建築設備の更新、調圧水槽の改造等)及び高圧配電盤棟(鉄骨造2階建、延べ面積約162m²)の増築等を行うものである。

このうち、高圧配電盤棟における鉄骨工事の積算について見ると、小梁等に使用するH形鋼の単価を積算システムに誤って入力したため、積算額約388万円が過大なものとなっている。

鉄骨工事の積算を慎重に行われたい。

(下水道局)

(設 計)

(7) ダクト工事の積算を慎重に行うべきもの

東京消防庁神田消防署庁舎及び消防技術試験講習場空調設備工事(千代田区外神田四丁目49番2、工期:平成14.1.18~平成16.5.31、請負金額:4億1,160万円)は、神田消防署、消防技術試験講習場、防災員宿舎からなる庁舎(地上12階、地下2階、延べ面積約12,000m²)の新築に伴う空調及び換気設備等を施工するものである。

このうち、ダクト工事の積算について見ると、ダクトを天井に取付けるために必要なインサートの費用は、庁基準に基づき、ダクトの価格(材工共)に一定率を乗じて計算されている。

しかしながら、換気用として使用するダクトのインサート費の計算において、一部、庁基準の率を大きく誤ったため、積算額約69万円が過大なものとなっている。

ダクト工事の積算を慎重に行われたい。

(東京消防庁)

(注) インサート

ダクト等の設置に用いる吊下げ用鋼棒を天井部に固定するため、あらかじめ天井部コンクリートに取付けておくナット

(設 計)

(8) 舗装工事の積算を慎重に行うべきもの

交通信号機改良(地下線化)工事(台東区台東四丁目33番3号先 台東四丁目交差点ほか7箇所、工期:平成14.6.24~同年9.30、請負金額:2,653万3,500円)は、春日通りほかの道路工事に併せて、交差点(8か所)の交通信号機交換及びケーブル布設を行うものである。

このうち、ケーブル布設に伴う復旧について見ると、道路管理者等との協議により、すべて仮復旧(簡易舗装)により施工することとしている。

しかしながら、積算では、歩道部仮復旧の一部を誤って、本復旧（平板舗装）の単価を用いたため、積算額約 61 万円が過大なものとなっている。

舗装工事の積算を慎重に行われたい。

（警視庁）

（施工）

（9）厨房排気ダクトの施工管理を適正に行うべきもの

東京都大泉就労支援ホーム（H14）厨房機械設備改修工事（練馬区大泉学園町九丁目4番2号、工期：平成14.9.11～同年11.29、請負金額：902万8,824円）は、厨房改修（約93m²）に伴う給排水及び空調換気設備を施工するものである。

このうち、厨房排気ダクト（亜鉛鉄板）について見ると、設計では、板厚等の仕様は東京都機械設備工事標準仕様書によることとなっている。同仕様書によると、ダクトの大きさにより板厚が定められているとともに、火気を使用する厨房の排気ダクトについては、一般の空調換気ダクトよりも厚い板厚で施工することが規定されている。

しかしながら、本ダクトの板厚を他の空調換気ダクトと同様の薄い板厚とした施工計画書が提出され、これを誤って承諾し、施工しているのは適正でない。

厨房排気ダクトの施工管理を適正に行われたい。

（福祉局）

（施工）

（10）防振装置の仕様変更に伴う協議を適正に行うべきもの

築地市場青果部定温倉庫基幹設備改修機械設備工事（中央区築地五丁目2番1号、工期：平成13.9.21～平成14.3.15、請負金額：3億7,800万円）は、青果物定温倉庫冷蔵設備の更新及びバナナ発酵設備の設置等を行うものである。

このうち、2階以上に設置する冷凍機（55台）の防振装置について見ると、設計は架台形式としているが、施工では安価なスプリング入りゴムパッドへの仕様変更を契約変更のための協議を行うことなく承諾し、実施している。

しかしながら、仮に仕様変更に伴う差額を積算すると約222万円となる。このような場合には、契約変更に向けた協議をする必要がある。

防振装置の仕様変更に伴う協議を適正に行われたい。

（中央卸売市場）

（注） 防振装置

運転時の振動が機器基礎から建築物に伝わることを防止する装置で、鋼製の上部架台と下部架台の間にスプリングやゴムの防振材を組み込んだ架台形式や簡易なスプリング入りゴムパッド等がある。

(施 工)

(1 1) 鋼管杭工事の施工管理を適切に行うべきもの

新交通臨海線延伸部下部工事(その7)(江東区有明一丁目地先、工期:平成13.12.17~平成14.6.24、請負金額:3億450万円)は、都市計画道路環状第2号線に東京臨海新交通臨海線(ゆりかもめ)駅舎部(仮称・有明北駅)の鋼管杭等下部工事を行うものである。

このうち、鋼管杭工事(杭径600mm、杭長22.0m~29.5m、196本)の施工について見ると、施工計画書では2組の杭打機等(杭打機、中掘機及び補助クレーン)で行うこととなっているが、実施は1組の杭打機等で施工している。これは、施工計画書が当初の工期(平成14.3.29まで)で計画されたものであり、その後、工期延伸したことに伴い、1組の杭打機等で施工が可能となったことによるものである。

しかしながら、施工条件が大きく変わったにもかかわらず、監査日(平成14.5.30)現在、変更計画書を提出させておらず、また、減少した杭打機等の運搬・分解組立費の取扱いについて協議を行っていないなど、十分な施工管理がなされていない。

鋼管杭工事の施工管理を適切に行われたい。

(建 設 局)

(施 工)

(1 2) 給水配管工事の契約変更を適切に行うべきもの

府中療育センター補償代行工事(機械設備)(府中市武蔵台二丁目地内、工期:平成13.11.16~平成14.5.23、請負金額:3,234万円)は、府中都市計画道路3.3.8号線(府中所沢線)の道路拡幅に伴い、都立府中療育センターの受水槽移設及び給水配管工事等を行うものである。

このうち、口径100mmの給水配管工事(延長117.8m)について見ると、設計ではフランジ付きの水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管を使用することとなっているが、協議により、ねじ込み継ぎ手に変更し施工している。

しかしながら、その差額を積算すると約73万円の減額が見込まれるにもかかわらず、監査日(平成14.5.17)現在、契約変更に向けた協議を怠っているのは適切でない。

給水配管工事の契約変更を適切に行われたい。

(建 設 局)

(注) 1 補償代行工事

道路等用地買収に伴い塀や工作物の移転が必要な場合、金銭補償に代えて事業者が移転、改築等を行う工事

2 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管

給水用に多く使われている鋼管で、内面に硬質塩化ビニルを密着させてあり、耐食

性に優れている。

2 意見・要望事項

(設 計)

(1) 仮設鋼材の有効活用について

霞川調節池工事(その5)(青梅市今井二丁目地内、工期:平成13.6.11~平成16.1.23、請負金額:32億2,350万円)は、霞川下流区間の整備に長期間要することから、洪水の一部を貯留する調節池(最大貯留量88,000m³)を河川沿いに建設するものである。

このうち、本工事で撤去する作業用仮設構台について見ると、その使用が長期間にわたるため、先行工事で、必要な仮設鋼材約2,000tをリース材ではなく、H形鋼等は中古品を買い取り、^{ふっこ}覆工板については、支給品を使用して設置している。躯体構築後、撤去されるこれら大量の仮設鋼材については、長いH形鋼等を切断したうえ、^{ふっこ}覆工板も含めてすべてをスクラップとして運搬・売却処分することとしている。

また、このように仮設構台等の使用が長期間にわたる工事においては、同様の取扱いが多くなされている。

しかしながら、これらの仮設鋼材は、現場条件や使用期間により異なるものの、錆の発生度合や損傷の程度によって再使用することも可能である。

今後、大量の仮設鋼材の発生が見込まれる工事については、有効利用やコスト縮減の観点から、これまで以上に仮設鋼材の有効活用が図られるよう設計・施工面から検討されたい。

(建設局)

(設 計)

(2) 公園設備工事の単価契約について

代々木公園管内給排水衛生設備補修工事(単価契約その2)(渋谷区代々木公園地内ほか2箇所、工期:平成14.8.23~平成15.3.31、発注限度額:315万円)は、公園内の水栓や各種配管等の緊急的な補修を行うものである。

このうち、本設備工事(単価契約)の積算について見ると、材料費、労務費は建築設備工事の積算基準(機械設備工事積算標準)をもとに、諸経費は土木工事の積算基準(公園維持工事)を準用して算出している。これは、建築設備工事の積算基準には単価契約の定めがなく、土木工事の積算基準(道路維持工事)に、労務費を割増す等、単価契約の定めがあることから、それらを準用して、労務費を割増さないものの、土木工事の諸経費を使用しているものである。

しかしながら、建築設備工事は、土木工事と工事内容が異なり、これに伴い諸経費も差があることから、公園設備工事単価契約のより適切な積算方法について検討されたい。

(建設局)

(注) 単価契約工事

小規模性、点在性、即時性のある工事を対象として、必要な工種及び単価のみを契約し、指示書により、施工する工事。通常、発注限度額を契約額とし、その範囲内で施工する。

(設 計)

(3) コントロールセンタ盤の形式選定について

朝霞浄水場高度浄水施設活性炭吸着池及び後段ろ過池電気計装設備工事(埼玉県朝霞市宮戸一丁目3番1号、工期:平成14.2.12~平成16.6.9、請負金額:21億3,150万円)は、より安全でおいしい水を供給する高度浄水施設の電気計装設備を施工するものである。

このうち、コントロールセンタ盤について見ると、同盤には表面にユニットを収納する片面形と表・裏両面にユニットを収納する両面形の2種類がある。局は、事故対応などを考慮した「機械・電気設備設計の手引」の中で、「原則として片面形を採用する。」と定めており、これに基づき、新設の電気室に片面形の盤(112面)を設置することとしている。

しかしながら、両面形は片面形と形状がほとんど変わらず、より多くのユニットを収納することができることから、近年、一般的に使用されており、その採用はコスト縮減につながる。

局では、同手引の改訂を進めているが、コントロールセンタ盤の形式選定に関する事項を、今後、このような工事に反映させるため、水道事業の特性や経済性に十分配慮し、早期に検討されたい。

(水道局)

(注) 1 高度浄水施設

水質の向上を図るため、砂ろ過など従来の処理に加え、オゾンや生物活性炭を利用して水を処理する施設

2 コントロールセンタ盤及びユニット

ユニットとは、電動機等を運転させるための電源を開閉する機器や装置を一体化したもので、このユニットを安全なケースに取りまとめて収納したものを、コントロールセンタ盤という。

(設 計)

(4) 製品費が多くを占める工事の現場管理費等について

小河内貯水池ダム堰堤高欄嵩上げ工事(西多摩郡奥多摩町原5番地先、工期:平成13.12.13~平成14.3.27、請負金額:3,014万9,700円)は、既存コンクリート高欄の上に、観光客等の一層の安全を図るため、新たに高欄(高さ34cm、長さ約670m)を設置するものである。

本工事の高欄は、一部に間伐材を利用した鋼製高欄で、主に工場で作成し、現地において組立据付をするものである。

このうち、現場管理費等の積算について見ると、高欄の価格（製品費）が大半を占めている直接工事費に、定められた率を乗じて算出している。

局基準によると、工事費の積算は、材料費及び労務費等の直接工事費に現場管理費や一般管理費等の諸経費を加え算出する。直接工事費に製品費が多くを占める場合には、現場管理費等の算出に当たり、所管部と協議を行い直接工事費から製品費を除くものとされている。しかし、協議すべき範囲などの取扱いが明確にされていないため、本工事では、その検討がなされていない。

今後、このように製品費が多くを占める工事の現場管理費等については、より適切に取り扱われるよう十分検討されたい。

（水道局）

（注）1 直接工事費

工事の目的物を作るために直接必要とされる費用で、工事の種類ごとに、材料費、労務費等の経費を積み上げて算出する。

2 現場管理費、一般管理費等

工事の諸経費で、工事現場の管理をするために必要な経費を現場管理費、工事施行に当たり企業活動を継続運営するために必要な経費を一般管理費等という。工事の規模、種類等による率を対象額に乗じて算出する。

（設計）

（5）特命随意契約の諸経費について

国道6号線四つ木電線共同溝整備事業に伴う葛飾区四つ木二丁目付近外管渠整備工事（葛飾区四つ木二丁目、立石二丁目、工期：平成14.5.14～同年11.29、請負金額：4,129万4,400円）は、国が施行する四つ木電線共同溝工事に伴い支障となる下水道管（約9.2m）の移設を行うものである。

本工事は、共同溝工事との同時施工となることから、先行する工事の請負者に特命随意契約をしている。このような場合、局基準によると、先行する工事の設計内容（直接工事費、現場管理費等の積算）を考慮して諸経費を調整し、経済性に配慮することとなっている。

本工事の諸経費の積算について見ると、共同溝工事の設計内容が把握できなかったこと、また、その場合の取扱いが徹底されていなかったことなどから、諸経費の調整が行われていない。

今後、このような工事の諸経費を適切に積算できるよう検討されたい。

（下水道局）

（注）特命随意契約

競争によることなく、特定の者と締結する契約方法の一つで、同時施工等他の施工業者では、施工が困難な場合に行う。

別表 平成14年度工事監査対象一覧

(単位：百万円)

対象局 対象期間	対象工事	件数	対象額
総務局 平成13. 9. 1 ～14. 8. 31	・職員白金第三住宅222号室ほか内装改修工事 ・東京都防災行政無線設備(14)2GHz帯周波数移行工事 ほか	58	1,291
大学管理本部 平成13.11. 1 ～14.10.31	・都立新大学施設整備基本設計 ・都立大学電話設備用他蓄電池交換工事 ほか	37	1,107
財務局 平成13. 9. 1 ～14. 8. 31	・東京都高齢者福祉・医療の複合施設(仮称)高齢者 専門病院建設工事 ・都立立川養護学校(14)冷暖房設備工事 ほか	(201) 345	(70,738) 76,318
環境局 平成13.11. 1 ～14.10.31	・新海面Bブロックフェンス設置工事 ・一時保管施設建築工事 ほか	79	3,540
福祉局 平成13.11. 1 ～14.10.31	・路上生活者緊急一時保護センター板橋寮新築工事 ・東京都大泉就労支援ホーム(H14)厨房機械設備 改修工事 ほか	122	1,605
健康局 平成13. 3. 1 ～14. 7. 31	・東京都芝浦食肉衛生検査所BSE検査室設置改修工 事 ・中部総合精神保健福祉センター建物管理委託 ほか	94	1,547
病院経営本部 平成13. 3. 1 ～14. 7. 31	・都立駒込病院手術室改修工事 ・東京都立松沢病院診療棟変電設備操作等及び無影灯 用蓄電池更新工事 ほか	253	4,964
産業労働局 平成13. 8. 1 ～14. 7. 31	・平成13年度南郷用水堰地区河川応急工事その3 ・消防設備の保守点検委託 ほか	185	1,262
中央卸売市場 平成13. 3. 1 ～14. 7. 31	・築地市場排水管整備工事(その3) ・築地市場青果部定温倉庫基幹設備改修機械設備工事 ほか	582	5,547
住宅局 平成13. 9. 1 ～14. 8. 31	・都営住宅13H-104東(千住桜木一丁目)工事 ・都営住宅村山団地(12年度)エレベーター設備工事 ほか	(753) 1,146	(97,958) 107,569
建設局 平成13. 11. 1 ～14.10.31	・霞川調節池工事(その5) ・府中療育センター補償代行工事(機械設備) ほか	(1,509) 3,739	(210,853) 234,276
港湾局 平成13. 3. 1 ～14. 8. 31	・平成14年度大井水産物ふ頭棧橋補修工事 ・平成13年度12号地内貿雑貨ふ頭荷役機械器具置 場新築工事 ほか	(444) 654	(53,720) 65,933
交通局 平成13. 8. 1 ～14. 7. 31	・都営大江戸線汐留連絡線東新橋工区建設工事 ・新宿線漏洩同軸ケーブル架設工事 ほか	244	13,770
水道局 平成13. 9. 1 ～14. 8. 31	・港区三田三丁目3番から1番地先間配水本管 (600mm)新設工事 ・朝霞浄水場高度浄水施設オゾン設備設置工事 ほか	(986) 1,438	(141,629) 192,697
下水道局 平成13. 9. 1 ～14. 8. 31	・国道6号線電線共同溝整備事業に伴う葛飾区四つ木 二丁目付近外管渠整備工事 ・掘切ポンプ所設備再構築に伴う建設工事 ほか	(1,509) 2,110	(228,290) 280,674

(単位：百万円)

対象局 対象期間	対象工事	件数	対象額
教育庁 平成13. 8. 1 ~14. 7.31	・都立蔵前工業高等学校(14)校舎改修工事 ・都立羽村高等学校(14)空調設備改修工事 ほか	197	10,950
東京消防庁 平成13. 3. 1 ~14. 7.31	・平13防火水槽新設工事その20 ・東京消防庁神田消防署庁舎及び消防技術試験講習場 空調設備工事 ほか	650	5,328
警視庁 平成13. 8. 1 ~14. 7.31	・交通信号機改良(地下線化)工事 ・警視庁池上警察署庁舎改修工事 ほか	1,012	23,779
島しょ関係部所 平成12. 3. 1 ~13. 3.31	・鍛冶山災害関連緊急治山工事 ・平成13年度大島空港照明設備工事 ほか	(796) 796	(52,459) 52,459
合計		(6,675) 13,741	(855,650) 1,084,627

- (注) 1 対象工事は、監査対象期間に契約したもののほか、それ以前に契約し、継続施工していたもの等を含む。
- 2 件数及び対象額には、工事に伴う設計委託等を含む。
- 3 ()内は、前期分のみの件数及び対象額で、内書きである。

上表の対象工事の件数及び対象額を、土木、建築、設備関係に区分すると以下の割合になる。

